

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会役員選考規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款第5章第21条に定める役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員資格)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たした者を選出する。

- (1) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得る者
- (2) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者

## (役員範囲)

第3条 役員は次の区分に従い、選出する。

- (1) 理事は、ブロック代表理事10名、学識経験者理事10名以上15名以内とする
- (2) ブロック代表理事は、別表の各ブロックから原則として各1名とする。ただし、関東ブロックは、ブロック代表以外に東京都から理事1名を選出する。各ブロックにおいては、域内の都道府県山岳連盟（協会）（以下、「県岳連（県協会）」という。）において協議し、各ブロック内の岳連会長連名の推薦書により候補者を理事会に推薦する
- (3) 学識経験者理事は、理事会において候補者を選出する
- (4) 監事は3名以内とし、理事会において候補者を選出する
- (5) 理事会は、前第2号で推薦を受けたブロック代表理事の候補者及び前第3号で選出した学識経験者理事の候補者並びに前第4号で選出した監事の候補者を総会に提案する

## (業務執行理事の選任)

第4条 総会で選任された理事で構成する理事会は、本協会定款第22条に基づき、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名、常務理事8名以内を互選する。

## (本規程の変更)

第5条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106

条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

平成27年3月8日より一部変更し施行する。

平成27年5月31日より一部変更し施行する。

平成29年3月4日 一部改定（平成29年4月1日から施行する。）

別表 ブロック別地域区分

【ブロック】

【地域区分（都道府県）】

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越	新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県
東海	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県